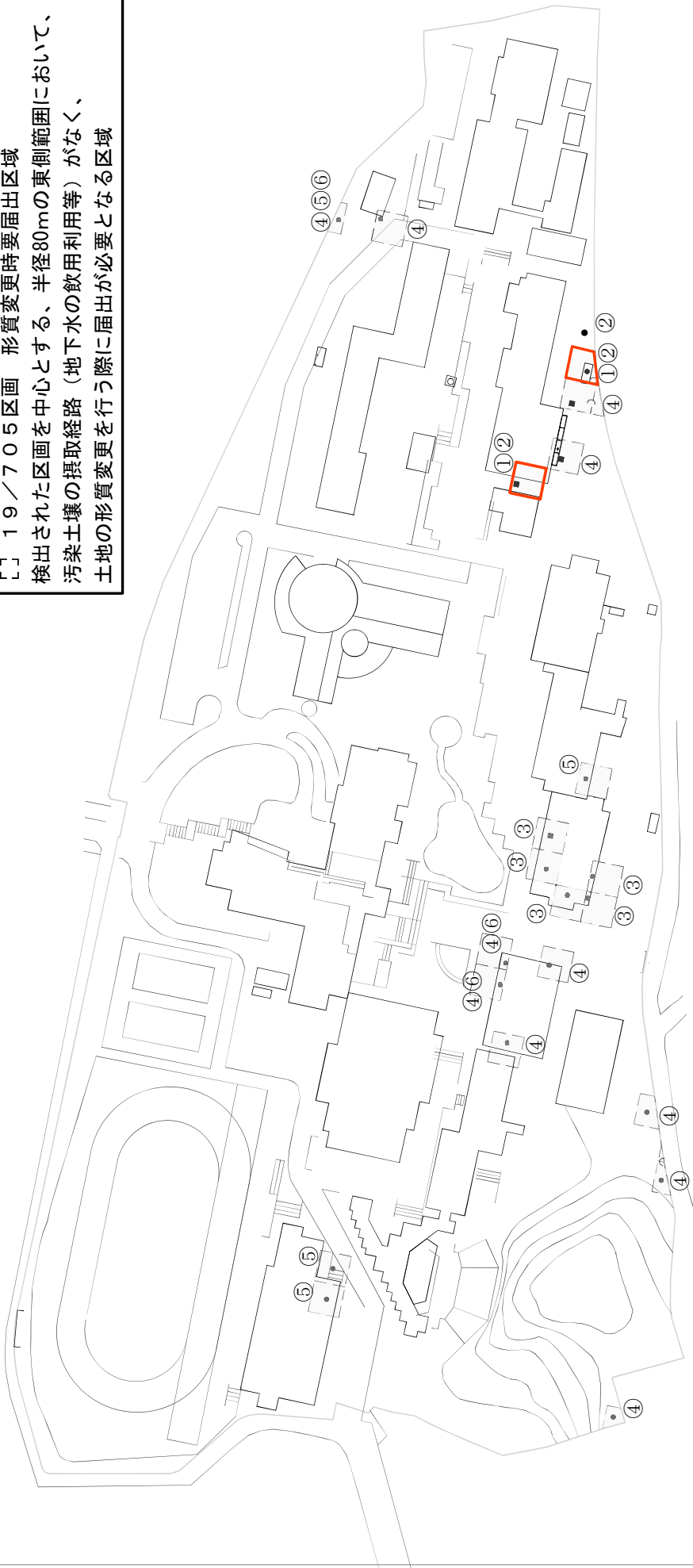


□ 2／705区画…要措置区域

検出された区画を中心とする、半径1kmの東側範囲において、汚染土壌の摂取経路（地下水の飲用利用）があり、健康被害を防止するため措置を講じる必要がある区域

〔 〕 19／705区画 形質変更時要届出区域

検出された区画を中心とする、半径80mの東側範囲において、汚染土壌の摂取経路（地下水の飲用利用等）がなく、土地の形質変更を行う際に届出が必要となる区域



種類	基準値		検出量
	テトラクロロエチレン	土壌溶出量(mg/ℓ)0.01	
①	テトラクロロエチレン	地下水基準(mg/ℓ)0.01	0.07～0.17
②	カドミウム及びその化合物	土壌溶出量(mg/ℓ)0.003	0.029～0.13
③	鉛及びその化合物	土壌溶出量(mg/ℓ)0.01	0.004～0.053
④	鉛及びその化合物	土壌含有量(mg/kg)150	0.014～0.11
⑤	水銀及びその化合物	土壌溶出量(mg/ℓ)0.0005	250～990
⑥			0.0007～0.0017

- ・土壌溶出量基準：汚染土壌に含まれる有害物質が溶け出した地下水を、70年間毎日、20㍇つ飲み続けても健康への影響が出ないと判断される濃度の基準
- ・土壌含有量基準：有害物質が含まれた汚染土壌を、70年間毎日、100mg（6歳以下は200mg）摂取し続けても健康への影響が出ないと判断される濃度の基準